今回も消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)についての解説です。

適格請求書の保存がない場合、支払者の消費税負担が増加するのが適格請求書等保存方式の特徴ですが、制度開始後しばらくは経過措置がありますので、経過措置の期間中に取引業者のインボイス番号の有無の確認や制度の理解を進めておく必要があります。

適格請求書等 保存方式 (インボイス方式)



適格請求書の保存がない場合の経過措置

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書発行事業者以外の者(消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者)からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません。

ただし、適格請求書等保存方式開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで 仕入税額相当額の80% 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで 仕入税額相当額の50%

例えば 10%の消費税込み 110 万円の課税仕入れを行い、その支払いに係る適格請求書の保存がない場合、消費税の納税義務者で簡易課税制度を採用していない事業者の税負担は最終的には 10 万円(支払額の約 9.1%)増えますが、最初の 3 年間は 2 万円(支払額の約 1.8%)、その次の 3 年間は 5 万円(支払額の約 4.5%)の税負担増となります。

なお、この経過措置の適用を受けるためには、一定の事項を帳簿に記載し、下記の事項が記載された 請求書等の保存が要件となります。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

適格請求書発行事業者以外の者から受領した請求書等の内容について、 ③かっこ書きの「資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨」及び ④の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」の記載がない 場合に限り、受領者が自ら請求書等に追記して保存することが認められ ます。

動画解説はこちら





適格請求書の保存がなくても仕入税額控除が認められる場合

適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされます。 ただし、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除く)が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物(古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限る)の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物(質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限る)の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物(宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限る)の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品(購入者の棚卸資産に該当するものに 限る)の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入 等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポスト に差し出されたものに限る)
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)

また、次の取引は適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な為、適格請求書の交付義務が免除されます。

- 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売(出荷者から委託を受けた 受託者が卸売の業務として行うものに限る)
- 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る)

事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信していますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。 YouTube 動画配信もしておりますので、 右の QR コードより是非御覧下さい。

【最近の動画】

インボイス制度を理解しよう

- ・消費税の原則的な計算方法
- ・適格請求書等保存方式とは
- ・最初の6年間は経過措置があります
- ・簡易課税制度は適格請求書の保存は 必要ありません







濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL: 079-229-9041 Fax: 079-229-9049

E-Mail: info@hamadakaikei.jp URL: http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、 相続のこと・・・ 一緒に考えましょう!

